

真室川町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

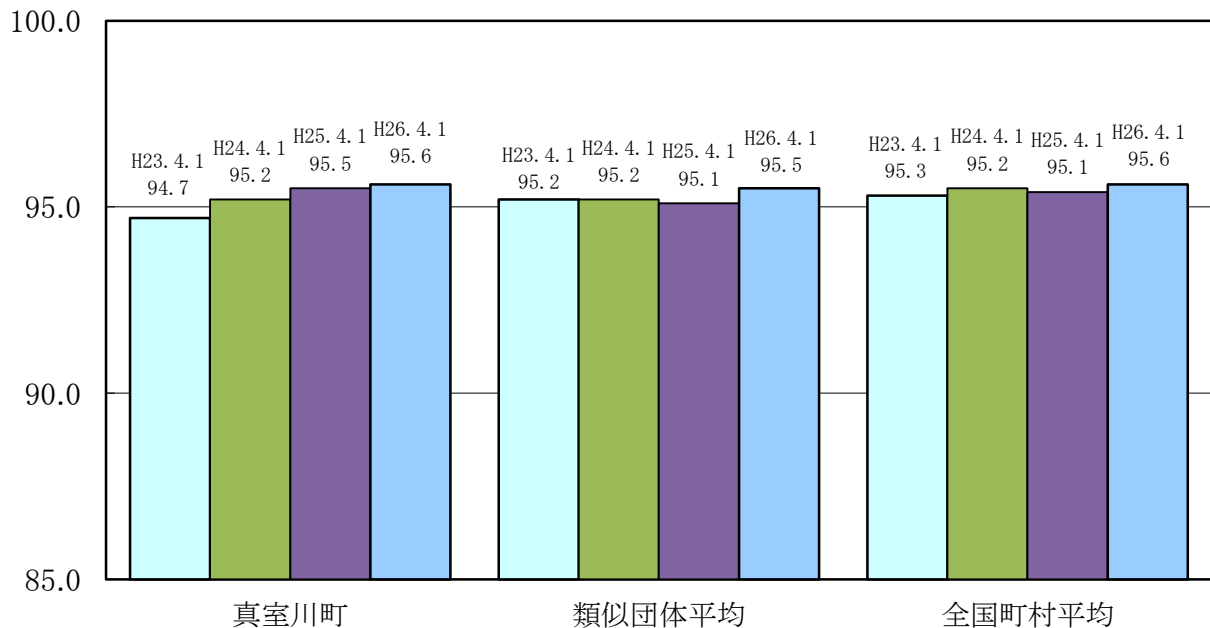
区分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳出額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
25年度	8,762	5,598,806	151,652	934,518	16.7%	17.6

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	106	400,634	49,888	148,835	599,357	5,654	5,528

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

経験年数階層変動により3年連続上昇しているが、近年、大量退職が見込まれることから、今後とも給与の適正化に努める。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数
	民間給与 A 円	公務員給与 B 円	較差 A-B	勧告 (改定率) %	
—	—	—	—	—	—

(参考) 国の改定率
0.27 %

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数
	民間の支給 割合 A 月	公務員の 支給月数 B 月	較差 A-B	勧告 (改定月数) 月	
—	—	—	—	—	—

(参考) 国の年間 支給月数
4.10 月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤労手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容)

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、県内民間給与との較差を乗じて平均0.4%引上げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 医療職給料表(一)適用者について国基準16%に対し、真室川町においても16%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引上げることとし、平成27年度は15%。

(参考)

医療職給料表(一)適用者のみ	平成26年度の支給割合	見直し後の支給割合(H30.4.1)	平成27年度の支給割合
国基準による支給割合	15%	16%	15%
真室川町の支給割合	15%	16%	15%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

特にありません

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
真室川町	42.2 歳	316,400 円	359,400 円	339,507 円
山形県	44.3 歳	347,000 円	432,900 円	373,600 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.5 歳	312,705 円	356,838 円	342,588 円

- (注) 1 「平均給与月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
真室川町	48.5 歳	23 人	333,700 円	354,900 円	360,365 円	—	—	—	—
うち業務員	47.7 歳	10 人	328,500 円	349,775 円	344,535 円	用務員	54.3 歳	199,300 円	1.76
うち調理員	49.3 歳	12 人	342,000 円	361,283 円	352,361 円	調理士	41.8 歳	209,900 円	1.72
うち自動車運転手	41.1 歳	1 人	286,500 円	329,840 円	332,917 円	自動車運転手	50.8 歳	193,800 円	1.70
山形県	46.4 歳	535 人	333,000 円	371,600 円	352,700 円	—	—	—	—
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	— 円	326,611 円	—	—	—	—
類似団体	50.5 歳	4 人	302,792 円	324,784 円	317,377 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
真室川町	—	—	—
うち業務員	5,601,494 円	2,747,000 円	2.04
うち調理員	5,780,594 円	2,821,400 円	2.05
うち自動車運転手	5,269,696 円	2,614,100 円	2.02

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成23、24、25年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍にしたものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区 分		真室川町	山形県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	135,600 円	135,600 円	—
	中学卒	121,900 円	125,400 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成26年4月1日現在)

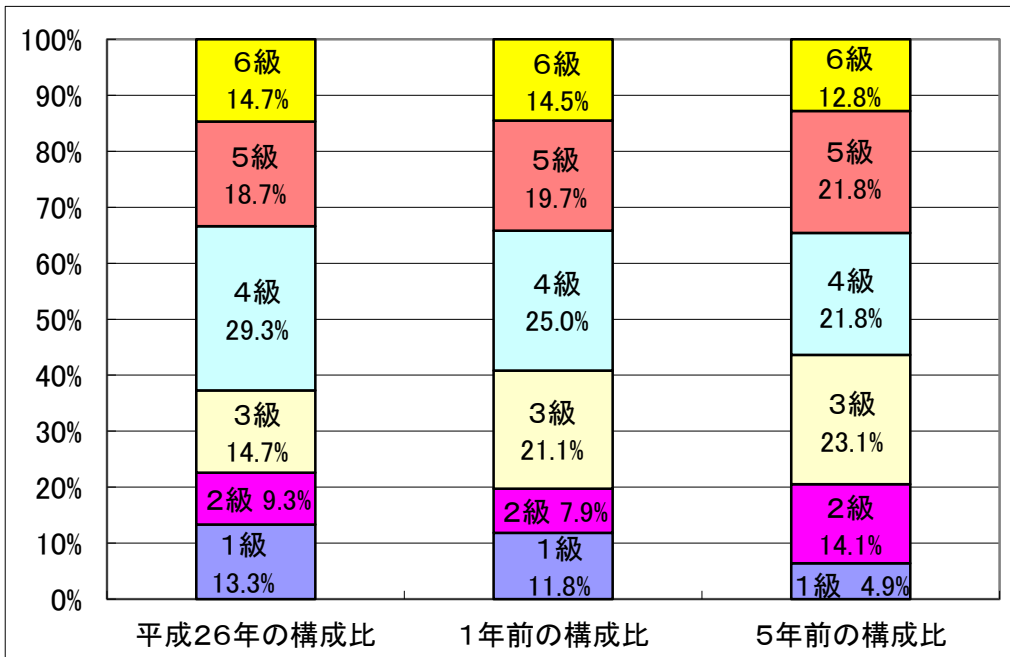
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	212,700 円	305,400 円	326,600 円	377,400 円
	高校卒	— 円	273,300 円	306,800 円	359,500 円
技能労務職	高校卒	— 円	255,600 円	289,300 円	313,200 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成26年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事補、主事、技師	10 人	13.3 %	137,800 円	245,200 円
2 級	主事、技師	7 人	9.3 %	188,000 円	309,200 円
3 級	主任、主任技師	11 人	14.7 %	224,900 円	356,400 円
4 級	主査	22 人	29.3 %	263,900 円	390,100 円
5 級	課長補佐	14 人	18.7 %	291,200 円	402,500 円
6 級	課長	11 人	14.7 %	322,600 円	424,600 円

- (注) 1 真室川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価制度導入途中で、人事評価は昇給に反映させていない。
 毎年1月1日現在において、所属長からの報告により各職員の前1年間の勤務成績を判定し、昇給の号給数を決定している。
 勤務実績に著しい不良(懲戒処分等)があった場合や顕著な功績があった場合は、所属長からの報告により町長が判断して、昇給を抑制又は特別に昇給させる。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

真室川町	山形県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,396 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,526 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.20 月分 (1.40)月分 (0.60)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ●役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ●役職加算 5~20% ●管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ●役職加算 5~20% ●管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

<p>基準日(6月1日、12月1日)前6ヶ月間において、懲戒処分を受けた職員については、成績率に差を設けて手当額を決定している。</p>
--

(2) 退職手当(平成26年4月1日現在)

真室川町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)		
1人当たり平均支給額	23,239 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成26年4月1日現在)

制度はありません

(4) 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

制度はありません

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (25 年度 決算)	19,722 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	191 千円
支給実績 (24 年度 決算)	18,884 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	166 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員の生計費の補てんを目的とする手当 ・配偶者13,000円、扶養親族たる子・父母等6,500円(配偶者がいない場合1人目11,000円) ・扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算(いずれも月額)	同じ		12,957 千円	244,821 円
住居手当	借家又は借間に居住し、一定額を超える家賃を支払っている職員に対して支給される手当 ・借家:家賃に応じた額(27,000円/月限度)	同じ		972 千円	324,000 円
通勤手当	通勤のため交通機関などを利用し、又は自動車等を使用する職員に対して通勤費の一部を補てんするために支給される手当 ・交通機関利用者:運賃等相当額(1箇所当たり・最高55,000円) ・交通用具使用者:通勤距離区分(21区分)に応じた定額(2,500円～28,300円)(月額)	異なる	【国の制度】 ・交通用具利用13区分 2,000円～31,600円	7,195 千円	92,246 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等により転居し、配偶者と別居し単身で生活することを常況(距離制限60km以上)とする職員に対して支給される手当 ・定額(23,000円)+加算(8区分:6,000円～45,000円)(月額)	同じ		0 千円	0 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務をした職員に対して支給される手当 ・一般 4,200円(5h未満1/2)/回 ・医師 宿日直 20,000円(半日1/2)/回 常直 21,000円/月	同じ		0 千円	0 円
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員の生計費が、寒冷積雪のため暖房用燃料費等の面で著しく増高するため、設けられている手当 ・世帯主、扶養親族のある者 17,800円/月 ・世帯主、扶養親族のない者 10,200円/月 ・その他 7,360円/月(11月から3月まで支給)	同じ		7,156 千円	65,648 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職務の特殊性に基づき支給される手当 ・定額32,000円/月	異なる	【国の制度】 給料表別、職務の級別、区分に定められた定額を支給	3,840 千円	384,000 円
管理職特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により勤務を要しない日又は休日に勤務した場合に支給される手当 ・4,000円(6h以上6,000円)/回	同じ		0 千円	0 円
休日勤務手当	・休日勤務(祝日、年末年始。()は深夜) 1時間あたりにつき給料単価の135%(160%)×時間数	同じ		0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に対し支給される手当 ・1時間あたりの給料単価の25%×時間数	同じ		0 千円	0 円
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員補充が困難と認められる職(医師等)に対し支給される手当 ・医師 35区分 55,000円～412,200円/月	同じ		0 千円	0 円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため、災害対策基本法等により国の行政機関あるいは他の地方公共団体から派遣された職員に対して支給される手当 ・滞在日数に応じた定額(日額・最高6,620円)	同じ		0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況(平成26年4月1日現在)

区分	給料	月額	等
給料報酬	市区町村長	656,000 円 (— 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 870,000 円 / 363,200 円
	副町長	546,000 円 (— 円)	670,100 円 / 365,000 円
	議長	316,000 円 (— 円)	364,000 円 / 220,000 円
	副議長	253,000 円 (— 円)	285,000 円 / 168,100 円
	議員	233,000 円 (— 円)	263,000 円 / 135,800 円
	期末手当	市区町村長 副町長	(25年度支給割合) 2.90 月分 (加算措置) 40%
議長 副議長 議員		(25年度支給割合) 2.90 月分 (加算措置) 40%	
退職手当		市区町村長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) $656,000円 \times 在職月数 \times 0.567 =$ 17,853,696 円 任期毎又は通算
	副町長	$546,000円 \times 在職月数 \times 0.331 =$ 8,674,848 円 任期毎又は通算	
	備考	※副町長 平成18年1月より不在	

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

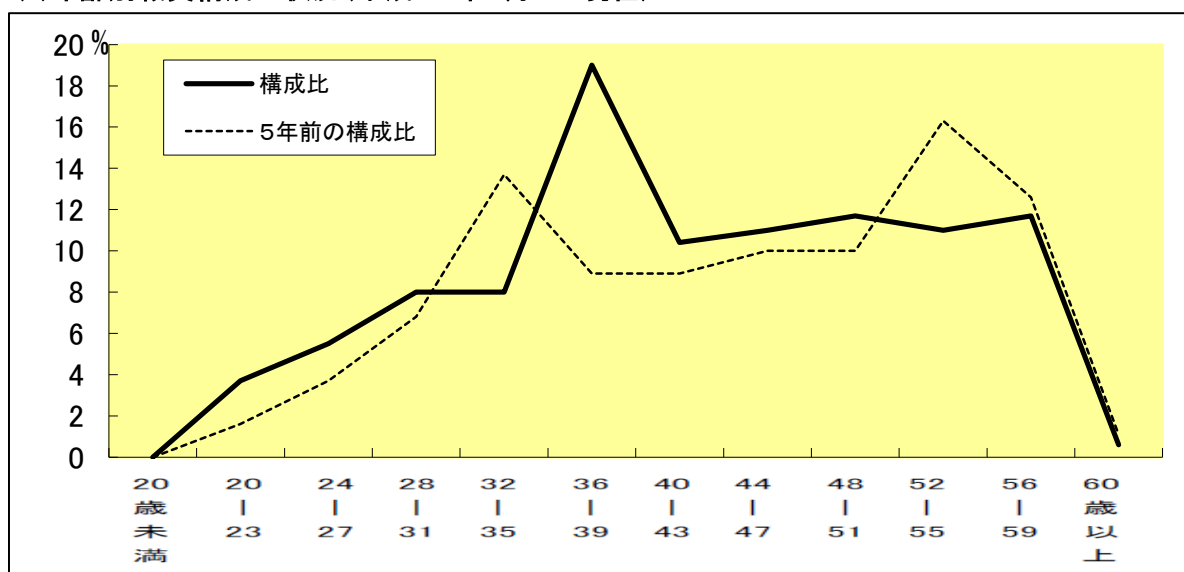
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成25年	平成26年		
普通会計部門	議 会	2	2	0	
	総 務	24	24	0	
	税 務	7	6	△ 1	事務の統廃合・縮小
	労 働	0	0	0	
	民 生	17	19	2	事務の充実による増
	衛 生	5	5	0	
一般行政部門	農林水産	10	11	1	事務の充実による増
	商 工	3	4	1	事務の充実による増
	土 木	7	7	0	
	計	75	78	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 89.02 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 123.64 人)
教育部門		32	27	△ 5	事務の統廃合・縮小
消防部門		0	0	-	
小 計		107	105	△ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 119.84 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 150.99 人)
公営 企 業 計 等 部 門	病 院	45	47	2	事務の充実による増
	水 道	4	4	0	
	下水道	1	1	0	
	その他	8	7	△ 1	事務の統廃合・縮小
小 計		58	59	1	
合 計		165 [220]	164 [220]	△ 1 [-]	<参考> 人口1万人当たり職員数 187.17 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(平成26年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 、 23歳	24歳 、 27歳	28歳 、 31歳	32歳 、 35歳	36歳 、 39歳	40歳 、 43歳	44歳 、 47歳	48歳 、 51歳	52歳 、 55歳	56歳 、 59歳	60歳 以上	計
職員数	0 人	6 人	9 人	13 人	13 人	31 人	17 人	18 人	19 人	18 人	19 人	1 人	164 人

(3)職員数の推移

(単位 : 人 ・ %)

部 門	年 度						過去5年間の増減数(率)
	21年	22年	23年	24年	25年	26年	
一般行政	84	81	76	75	75	78	△6人 (△7.1%)
教育	35	33	32	31	32	27	△8人 (△22.9%)
消防	0	0	0	0	0	0	- (-)
普通会計計	119	233	108	106	107	105	△14人 (△11.8%)
公営企業会計	59	59	58	58	58	59	△0人 (△0%)
総合計	178	470	166	164	165	164	△14人 (△7.9%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
	A		B	B/A	
	千円	千円	千円	%	%
25年度	287,972	50	23,110	8.0	8.0

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	4	14,991	2,552	5,557	23,100	5,775

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
千円 6,123

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

特にありません

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成26年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
真室川町	41.8	344,725 円	370,723 円
団体平均	45.0	342,822 円	509,358 円
事業者	—		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

真室川町(水道事業)		真室川町(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(25年度) 1,389 千円		1人当たり平均支給額(25年度) 1,396 千円	
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分		(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ●役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ●役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成26年4月1日現在)

真室川町(水道事業)				真室川町(一般行政職)					
(支給率)	自己都合		勸奨・定年		(支給率)	自己都合		勸奨・定年	
勤続20年	21.62	月分	27.025	月分	勤続20年	21.62	月分	27.025	月分
勤続25年	30.82	月分	36.57	月分	勤続25年	30.82	月分	36.57	月分
勤続35年	43.70	月分	52.44	月分	勤続35年	43.70	月分	52.44	月分
最高限度額	52.44	月分	52.44	月分	最高限度額	52.44	月分	52.44	月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(割増率2~45%)				その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(割増率2~45%)					
1人当たり平均支給額 0 千円				1人当たり平均支給額 23,239 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(平成26年4月1日現在)

制度はありません

エ 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

制度はありません

オ 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	1,447 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	362 千円
支給実績(24年度決算)	1,507 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	377 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員の生計費の補てんを目的とする手当 ・配偶者13,000円、扶養親族たる子・父母等6,500円(配偶者がいない場合1人目11,000円) ・扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算 (いずれも月額)	同じ		422 千円	140,667 円
住居手当	借家又は借間に居住し、一定額を超える家賃を支払っている職員に対して支給される手当 ・借家:家賃に応じた額(27,000円限度)	同じ		0 千円	0 円
通勤手当	通勤のため交通機関などを利用し、又は自動車等を使用する職員に対して通勤費の一部を補てんするために支給される手当 ・交通機関利用者:運賃等相当額(1箇所あたり・最高55,000円) ・交通用具使用者:通勤距離区分(21区分)に応じた定額(2,500円~28,300円)(月額)	同じ		181 千円	60,400 円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
単身赴任手当	公署を異にする異動等により転居し、配偶者と別居し単身で生活することを常況(距離制限60km以上)とする職員に対して支給される手当 ・定額(23,000円)+加算(8区分:6,000円~45,000円) (月額)	同じ		0 千円	0 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務をした職員に対して支給される手当 ・一般 4,200円(5h未満1/2)/回 ・医師 宿日直 20,000円(半日1/2)/回 常直 21,000円/月	同じ		0 千円	0 円
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員の生計費が、寒冷積雪のため暖房用燃料費等の面で著しく増高するため、設けられている手当 ・世帯主、扶養親族のある者 17,800円/月 ・世帯主、扶養親族のない者 10,200円/月 ・その他 7,360円/月 (11月から3月まで支給)	同じ		304 千円	75,950 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職務の特殊性に基づき支給される手当 ・定額32,000円/月	同じ		0 千円	0 円
管理職特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により勤務を要しない日又は休日に勤務した場合に支給される手当 ・4,000円(6h以上6,000円)/回	同じ		0 千円	0 円
休日勤務手当	・休日勤務(祝日、年末年始。()は深夜) 1時間あたりにつき給料単価の135%(160%)×時間数	同じ		0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に対し支給される手当 ・1時間あたりの給料単価の25%×時間数	同じ		0 千円	0 円
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員補充が困難と認められる職(医師等)に対し支給される手当 ・医師 35区分 55,000円~412,200円/月	同じ		0 千円	0 円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため、災害対策基本法等により国の行政機関あるいは他の地方公共団体から派遣された職員に対して支給される手当 ・滞在日数に応じた定額(日額・最高6,620円)	同じ		0 千円	0 円

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
25年度	1,047,191	165	316,717	30.2	30.3

区分	職員数 A	給 与 費			計 B	一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当		
	人	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	46	183,574	69,682	63,461	316,717	6,885

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
千円 6,718

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

特にありません

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成26年4月1日現在)

区 分		平均年齢	基本給	平均月収額
真室川町	医師	56.3	597,495 円	1,614,395 円
	看護師	40.8	310,330 円	356,678 円
	技術等	39.9	292,300 円	332,636 円
	事務職	50.5	388,650 円	442,141 円
団体平均	医師	44.4	560,530 円	1,380,815 円
	看護師	38.7	283,693 円	449,098 円
	事務職	43.3	324,843 円	496,446 円

(注)平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

真室川町(病院事業)		真室川町(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(25年度) 1,379 千円		1人当たり平均支給額(25年度) 1,396 千円	
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分		(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ●役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ●役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成26年4月1日現在)

真室川町(病院事業)				真室川町(一般行政職)					
(支給率)	自己都合		勸奨・定年		(支給率)	自己都合		勸奨・定年	
勤続20年	21.62	月分	27.025	月分	勤続20年	21.62	月分	27.025	月分
勤続25年	30.82	月分	36.57	月分	勤続25年	30.82	月分	36.57	月分
勤続35年	43.70	月分	52.44	月分	勤続35年	43.70	月分	52.44	月分
最高限度額	52.44	月分	52.44	月分	最高限度額	52.44	月分	52.44	月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)				その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)					
1人当たり平均支給額		22,138 千円		1人当たり平均支給額		23,239 千円			

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		3,626 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		906,484 円	
支給対象地域	支給率		国の制度(支給率)
医師	15%	4 人	15 %

エ 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		23,731 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		765,523 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		73.9 %	
手当の種類(手当数)		3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医師手当	医師	医師の医療研究	80万円以内
出張診療手当	医師	直営診療所等の診療業務	診療1回 3,000円
夜間看護手当	看護師、准看護師	看護師等が従事する深夜看護業務	深夜1回 3,200円 準夜1回 2,800円

オ 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	10,605 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	265 千円
支給実績(24年度決算)	10,396 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	274 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員の生計費の補てんを目的とする手当 ・配偶者13,000円、扶養親族たる子・父母等6,500円(配偶者がいない場合1人目11,000円) ・扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算(いずれも月額)	同じ		4,173 千円	160,500 円
住居手当	借家又は借間に居住し、一定額を超える家賃を支払っている職員に対して支給される手当 ・借家:家賃に応じた額(27,000円限度)	同じ		900 千円	300,000 円
通勤手当	通勤のため交通機関などを利用し、又は自動車等を使用する職員に対して通勤費の一部を補てんするために支給される手当 ・交通機関利用者:運賃等相当額(1箇月当たり・最高55,000円) ・交通用具使用者:通勤距離区分(21区分)に応じた定額(2,500円~28,300円)(月額)	同じ		2,755 千円	95,000 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等により転居し、配偶者と別居し単身で生活することを常況(距離制限60km以上)とする職員に対して支給される手当 ・定額(23,000円)+加算(8区分:6,000円~45,000円)(月額)	同じ		0 千円	0 円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異なる 内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務をした職員に対して支給される手当 ・一般 4,200円(5h未満1/2)/回 ・医師 宿日直 20,000円(半日1/2)/回 常直 21,000円/月	同じ		5,220 千円	1,740,000 円
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員の生計費が、寒冷積雪のため暖房用燃料費等の面で著しく増高するため、設けられている手当 ・世帯主、扶養親族のある者 17,800円/月 ・世帯主、扶養親族のない者 10,200円/月 ・その他 7,360円/月 (11月から3月まで支給)	同じ		3,120 千円	67,835 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職務の特殊性に基づき支給される手当 ・定額 4区分 32,000円～120,000円/月	異なる	医師 3区分 70,000円 ～120,000円	4,238 千円	706,333 円
管理職 特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により勤務を要しない日又は休日に勤務した場合に支給される手当 ・4,000円(6h以上6,000円)/回	同じ		0 千円	0 円
休日勤務手当	・休日勤務(祝日、年末年始。()は深夜) 1時間あたりにつき給料単価の135%(160%)×時間数	同じ		0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に対し支給される手当 ・1時間あたりの給料単価の25%×時間数	同じ		3,559 千円	131,797 円
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員補充が困難と認められる職(医師等)に対し支給される手当 ・医師 35区分 55,000円～410,900円/月	同じ		15,653 千円	3,913,225 円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため、災害対策基本法等により国の行政機関あるいは他の地方公共団体から派遣された職員に対して支給される手当 ・滞在日数に応じた定額(日額・最高6,620円)	同じ		0 千円	0 円